

## 災害時における救援物資の提供等に関する協定書

小千谷市(以下「甲」という。)と中部ペプシコーラ販売株式会社信越事業部(以下「乙」という。)は、災害時における救援物資の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時において乙が甲に対し物資の調達及び供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (救援物資の提供)

第2条 小千谷市において震度5弱以上の地震又は水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、甲の災害対策本部が設置され、甲から乙に救援物資の提供の要請があったときは、乙は、緊急時飲料提供ベンダーの機内在庫の製品を甲に無償で提供するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、速やかに緊急時飲料提供ベンダーへの製品の補充等が行えるよう体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路の不通、停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

3 乙は、第1項の要請があったときは、同項に定める製品のほか、甲の要請に基づく必要数量の飲料水を優先的に安定して甲に供給するものとする。

4 前項の飲料水の引渡場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、引き取るものとする。また、原則として飲料水の対価は甲が負担するものとし、価格は甲乙協議のうえ決定する。

### (要請の手続き)

第3条 甲が乙に前条第1項の要請をするときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請することができるものとし、後日速やかに要請書面を提出するものとする。

### (協定の期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかからこの協定の解消の申し出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、解消しようとする日の1か月前までに相手方に対し書面で行うものとする。

### (協議)

第5条 この協定に定めのあるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年9月3日

甲 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号  
小千谷市長 谷井靖夫

乙 長野県長野市真島町真島1388  
中部ペプシコーラ販売株式会社  
取締役信越事業部長 寺門孝次